

大学入学者選抜関連基礎資料集

第5分冊

(経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮関係)

目次

1. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

・ 障害者施策の流れ	4
・ 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方	5
・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	6
・ 大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数	9
・ 障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）	11
・ 障害のある学生の在籍者数	12
・ 障害学生数の増加	14

2. 子供の貧困対策等と大学入試

・ 子供の貧困対策に関する大綱のポイント	19
・ 子供の貧困対策に関する大綱（概要）	20

・ 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）（抄）	21
・ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	22
・ 外国籍の子供の大学等進学率	23

3. 地域別・男女別大学進学率

・ 都道府県別大学進学率（男女別）	25
・ 都道府県別短期大学進学率（男女別）	26
・ 高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率（都道府県別）	27
・ 18歳人口と大学進学率等の推移（男女別）	28

参 考

第1分冊 審議状況及び関連する会議関係

1. 大学入試のあり方に関する検討会議及び関連する会議

第2分冊 高大接続改革の経緯等関係

1. 高大接続改革の経緯
2. 英語民間試験活用の経緯
3. 記述式問題の経緯

第3分冊 総合的な英語力の育成・評価関係

1. 国際共通語としての英語

2. 我が国のグローバル化・国際化

3. 中学・高校教育の現状等

4. 大学にとっての英語

5. 総合的な英語力の育成・評価に関する諸外国の取組

第4分冊 制度概要及びデータ集関係

1. 我が国の入試制度の概要

2. 大学入試センター試験／大学入学共通テストの実施状況等

3. 個別選抜の実施状況等

4. 大学入学者数等の推移データ

1. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直しの検討開始）
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不适当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業（講義・実習・演習・実技・実験） / 研究室の選択
/ 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」（第一次まとめ）

- 障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁（「社会的障壁」）と相對することによって生ずると**いう「社会モデル」の考え方を取り入れている。
→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮**が行われる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（私立学校など）

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

- 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) ※2	所掌する分野について 策定義務(第11条1項) ※3
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が対応指針を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』
→ 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』（高等教育局長通知）

障害者差別解消法により、国公立大学 ⇒ 障害者に対する合理的配慮の提供は法的義務
私立大学 ⇒ 努力義務

合理的配慮

基本的な考え方

- 事務・事業を行うに当たり、**個々の場面**において、
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- その実施に伴う**負担が過重でないときは**、
- 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

※多様かつ個別性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて**個別に実施**される

※代替措置の選択も検討

双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

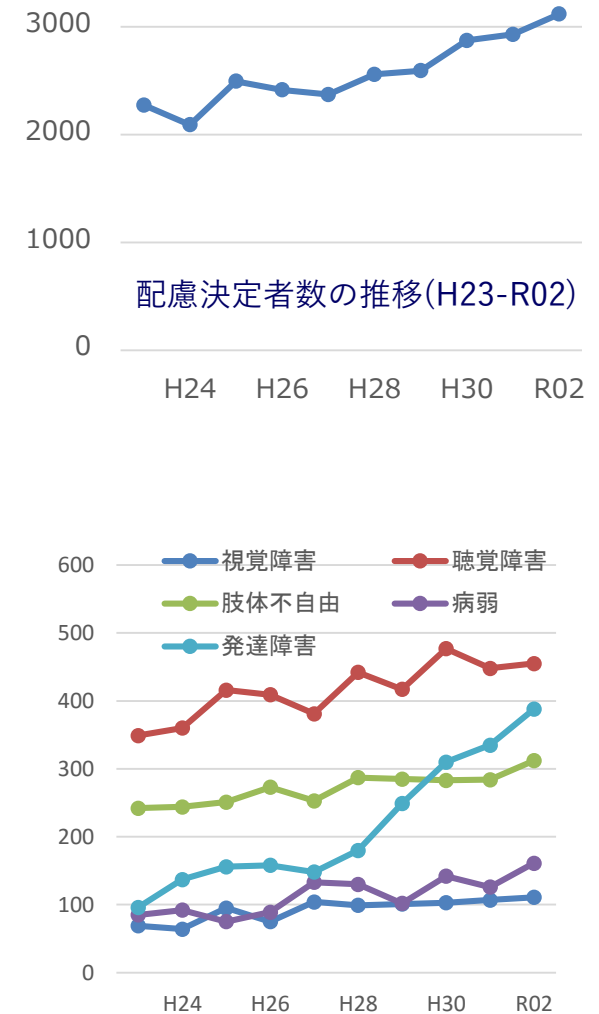
※過重な負担

- ・ 個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
 - ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況
- ・ 過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましい。

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（区分別）

（単位：人）

区分	令和2年度試験 決定者数	平成31年度試験 決定者数
視覚障害	111	107
聴覚障害	455	448
肢体不自由	312	284
病弱	641	520
発達障害	388	335
その他	1,212	1,236
合計	3,119	2,930



※合計人数は、実人数

【備考】

複数の区分に該当する者は、主たる区分に計上。

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（配慮事項別）

- 志願者専用の電話やファックスを設け、年間を通しての個別相談にも対応し、受験者一人一人のニーズに応じて、きめ細かい配慮を実施
- 「人による問題文の読上げ」や「試験問題のタブレット端末での表示」を実施するに当たっては受験者、実施大学、センターの三者で事前の打合せを十分に行い、試験を実施

（単位：人）

区分	配慮内容		令和2年度試験 決定者数	平成31年度試験 決定者数
視覚障害	点字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	8	9
		リスニング音止め方式	0	1
	文字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	34	34
		リスニング音止め方式	12	12
	文字解答（別室）		11	10
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	36	46
		22ポイント	30	15
その他（拡大鏡等の持参使用、座席指定等）		128	137	
聴覚障害	リスニングの免除		215	216
	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式等		182	167
	手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達		51	62
	注意事項等の文書による伝達		171	177
	その他（補聴器又は人工内耳の装用、座席指定等）		630	640
肢体不自由	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	28	32
		リスニング音止め方式	8	3
	チェック解答（別室）		26	24
	代筆解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	11	2
		リスニング音止め方式	0	5
	代筆解答（別室）		0	1
	別室の設定		41	35
	座席の指定		134	115
その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		1,006	910	

区分	配慮内容		令和2年度試験 決定者数	平成31年度試験 決定者数
病弱	別室の設定		189	147
	座席の指定		386	332
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		517	444
発達障害	マークシート解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	35	27
		リスニング音止め方式	5	4
	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	7	6
		リスニング音止め方式	8	6
	チェック解答（別室）		60	47
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	55	37
		22ポイント	15	3
	別室の設定		190	184
その他（注意事項等の文書による伝達等）		286	227	
その他	別室の設定		786	857
	座席の指定		277	248
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		354	361
合計			5,932	5,583

※合計人数は、延べ人数

障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）

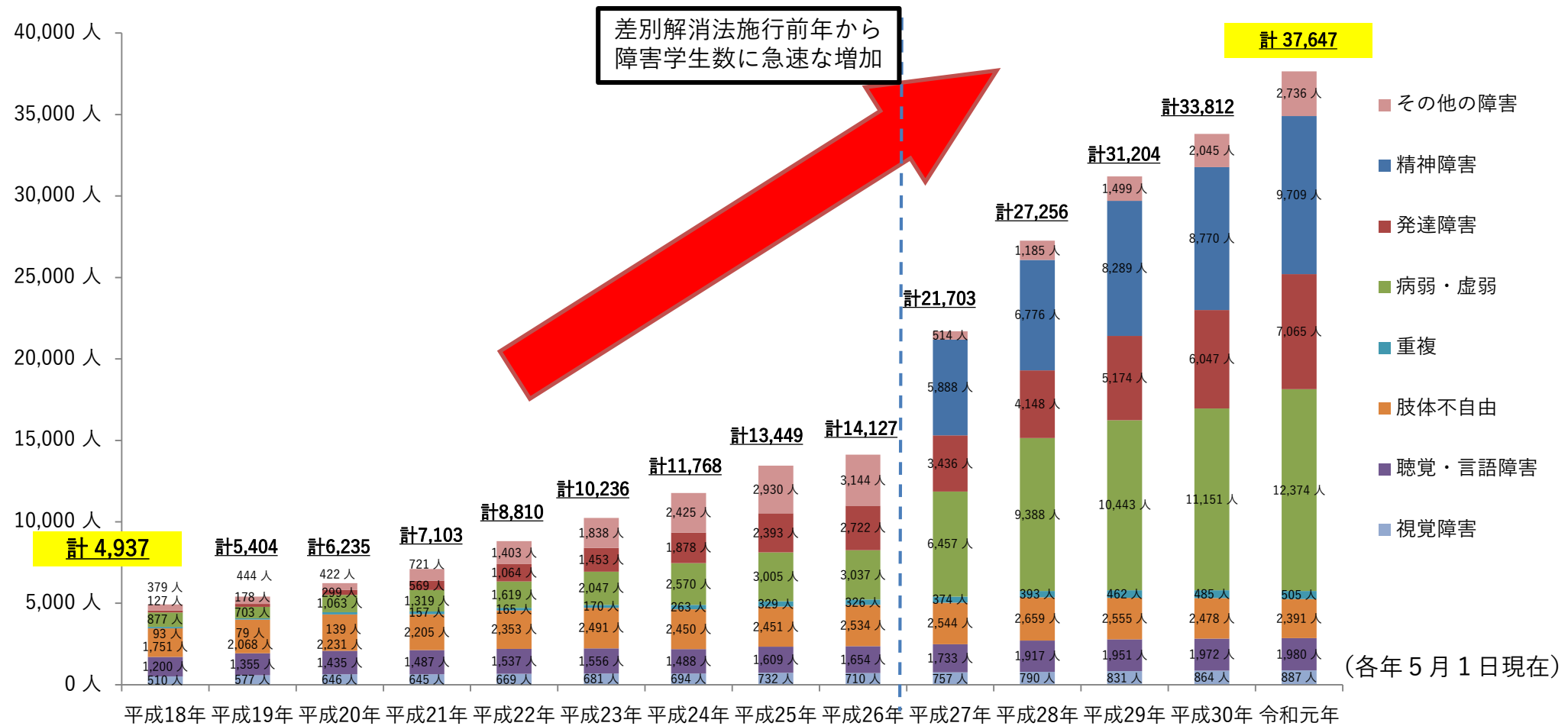
- 特別措置を実施した学校数は459校。
- 実施校数が多いのは「別室を設定」が最も多く（246校）、次いで「補聴器の持参使用」（198校）、「文書による伝達」（180校）、「試験時間の延長」（172校）と「トイレに近接する試験室に指定」（172校）。
- 障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い（265校）。

措置事項	特別措置を実施した学校数	別室を設定	補聴器の持参使用	文書による伝達	試験時間の延長	トイレに近接する試験室に指定	車椅子等の持参使用	試験場への車での入構許可	拡大文字問題の準備	介助者の付与	試験室を一階に設定	拡大解答用紙の準備	特製机の使用	拡大鏡等の持参使用	松葉杖の持参使用	チェック解答	手話通訳者の付与	パソコン等の持参使用	窓側の明るい席の指定	点字問題を点字で解答	照明器具の準備	マークシートに替えて文字で回答	音声で出題し音声で解答	その他
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
実施校数	459	246	198	180	172	172	167	166	88	84	80	74	74	68	66	44	32	24	18	17	14	12	0	317
視覚障害	108	59	0	4	67	3	1	8	69	10	2	44	13	56	1	17	0	7	8	17	10	9	0	47
聴覚・言語障害	265	41	198	157	14	5	3	14	0	6	4	0	0	1	0	0	32	3	2	0	0	0	0	179
肢体不自由	217	91	1	1	67	90	144	110	14	58	62	21	59	1	60	23	0	11	1	0	5	1	0	114
病弱・虚弱	160	88	2	1	22	61	20	43	3	8	20	4	9	3	6	5	0	2	2	0	0	0	0	114
重複	35	17	2	4	14	12	17	21	4	13	7	4	9	5	3	4	2	5	1	1	0	1	0	25
発達障害 (診断書有)	149	111	0	54	65	15	1	11	13	5	3	12	0	4	1	14	0	0	4	0	0	2	0	70
精神障害	146	87	1	8	10	52	2	12	0	3	7	2	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	94
その他の障害	143	55	0	1	6	69	5	22	2	3	5	3	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	110

※ 特別措置した校数は、大学（大学院、大学院大学及び専攻科を含む）、短期大学（大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む）、高等専門学校（専攻科を含む）

（平成30年度（2018年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（日本学生支援機構）より作成）

障害のある学生の在籍者数①



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害のある学生の在籍者数②

(出典：平成29～令和元年度障害のある学生の修学支援実態調査（日本学生支援機構）)

学校種別	学生数			障害学生数			障害学生在籍率(※1)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
全体	3,198,451	3,212,010	3,214,814	31,204	33,812	37,647	0.98 %	1.05 %	1.17 %
大学	2,999,971	3,020,539	3,027,581	28,430	30,190	33,683	0.95 %	1.00 %	1.11 %
短期大学	141,759	134,785	130,213	1,434	1,920	1,845	1.01 %	1.42 %	1.42 %
高等専門学校	56,721	56,686	57,020	1,340	1,702	2,119	2.36 %	3.00 %	3.72 %
学校種別	支援障害学生数(※2)			支援障害学生在籍率			障害学生支援率(※3)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
全体	15,573	17,091	18,702	0.49 %	0.53 %	0.58 %	49.9 %	50.5 %	49.7 %
大学	14,346	15,366	16,877	0.48 %	0.51 %	0.56 %	50.5 %	50.9 %	50.1 %
短期大学	508	750	809	0.36 %	0.56 %	0.62 %	35.4 %	39.1 %	43.8 %
高等専門学校	719	975	1,016	1.27 %	1.72 %	1.78 %	53.7 %	57.3 %	47.9 %

(各年5月1日現在)

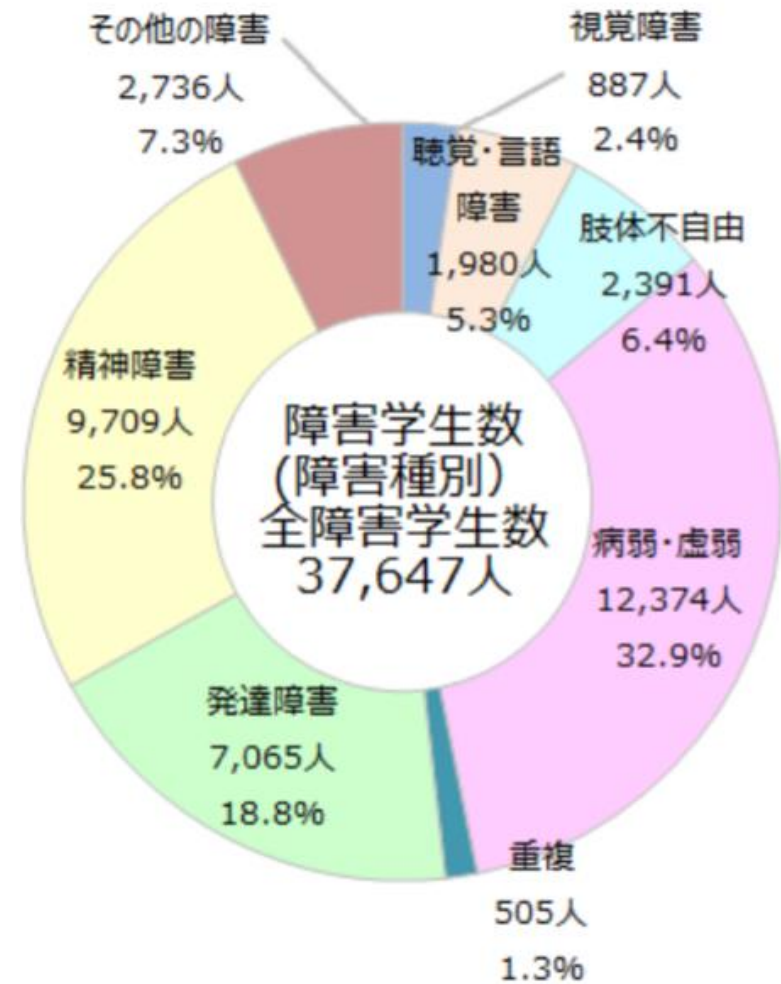
- 障害学生数は37,647人で、全学生の1.17% (※)にあたる
- 37,647人のうち、大学の支援を受けている学生は18,702名で、全体の0.58%
- 障害のある学生のうち、支援を受けている学生は49.7%

(※) 米国・英国での同種の調査では10%を超える

高発生障害

日本の障害学生支援統計も、量的には、精神障害、病弱（内部障害）、発達障害（ASD、ADHD、SLD）のある学生数が多数派に

これらの障害は米国や英国では「高発生障害（HIGH-INCIDENCE DISABILITIES）」と呼ばれており、日本でも高発生といえる状況に



SOURCE: JASSO(2019)

国際比較の観点から(1)

日本の障害学生数3.8万人は極端に少ない...今後日本でもインクルーシブ教育が進めば、大幅に増加することが予想される

	障害学生比率	障害学生数	学生数	総人口
アメリカ	15.70%	340万人	2,200万人	3.28億人
イギリス	16.20%	31万人	240万人	0.67億人
日本	1.17%	3.8万人	320万人	1.26億人

SOURCE: 日本:JASSO(2919), アメリカ: U.S. DEPARTMENT OF EDUCATION, NATIONAL CENTER FOR EDUCATION STATISTICS. (2019). DIGEST OF EDUCATION STATISTICS, 2017 (2018-070), CHAPTER 3., イギリス: HOUSE OF COMMONS BRIEFING PAPER: SUPPORT FOR DISABLED STUDENTS IN HIGHER EDUCATION IN ENGLAND. NUMBER 8716, 2 MARCH 2020.

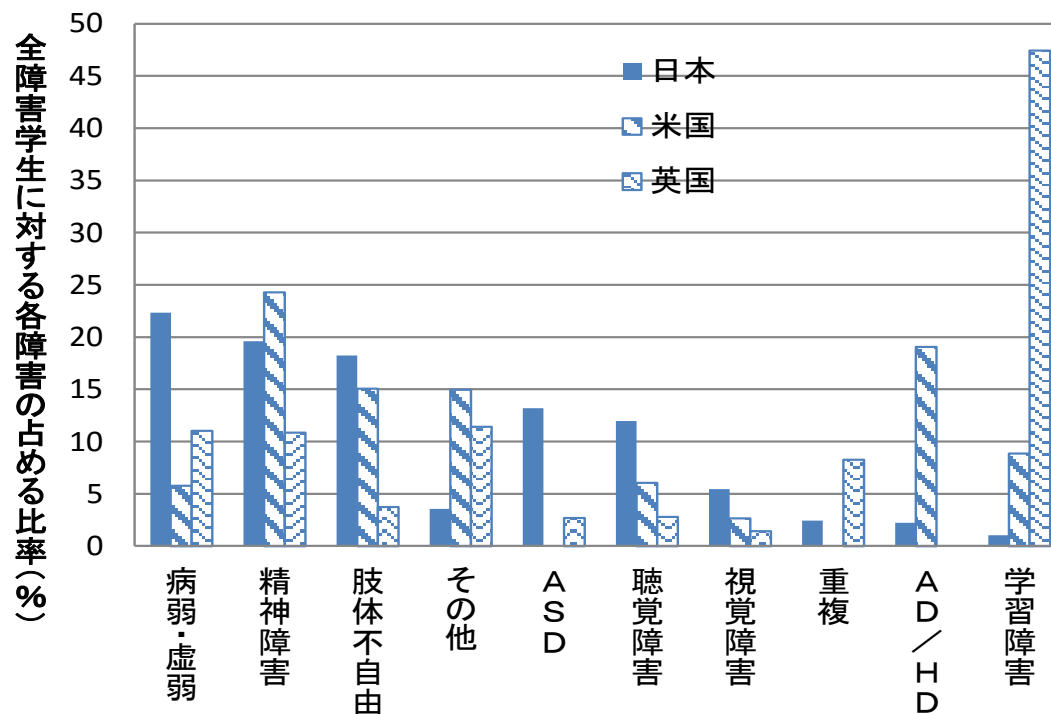
障害学生支援室への登録学生数（米国）

	大学名	設置者	SWD数	全学生数
1	ロチェスター工科大学	私立	700+2,000	15,000
2	ボストン大学	私立	450+	30,000
3	マサチューセッツ大学ボストン校	公立	1,000	16,000
4	カリフォルニア大学LA校	公立	2,000	40,000
5	ワシントン大学	公立	1,000	43,000
6	ハワイ大学マノア校	公立	1,400	20,000
7	モンタナ大学	公立	1,200	10,000
8	サフォーク大学	私立	650	5,000

✓ 1～3（2012年）、4～6（2010～2011年）、8（2015年）の発表者による独自視察において各大学の障害学生支援室職員へのインタビューから得られた回答。（私）は私立大。その他は公立大。

国際比較の観点から(2)

日本の障害種別ではSLD（学習障害）とADHDが極端に少ない...増加の如何は今後のインクルーシブ教育次第



高等教育段階での障害学生における障害種の日米英比較
 (JASSO 2014、GAO 2009、HESA 2014のデータの筆者によるまとめ)

2. 子供の貧困対策等と大学入試

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ① 現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び② 議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 **▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握**
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 **▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化**
- ③ 地方公共団体による取組の充実 **▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進**

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- **真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

III 子供の貧困に関する指標

- **生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率**
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- **大学等進学に対する教育機会の提供**
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

< 子供の貧困に関する調査研究等 >

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

< 施策の推進体制等 >

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

第4 指標の改善に向けた重点施策

（4）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の修学支援）

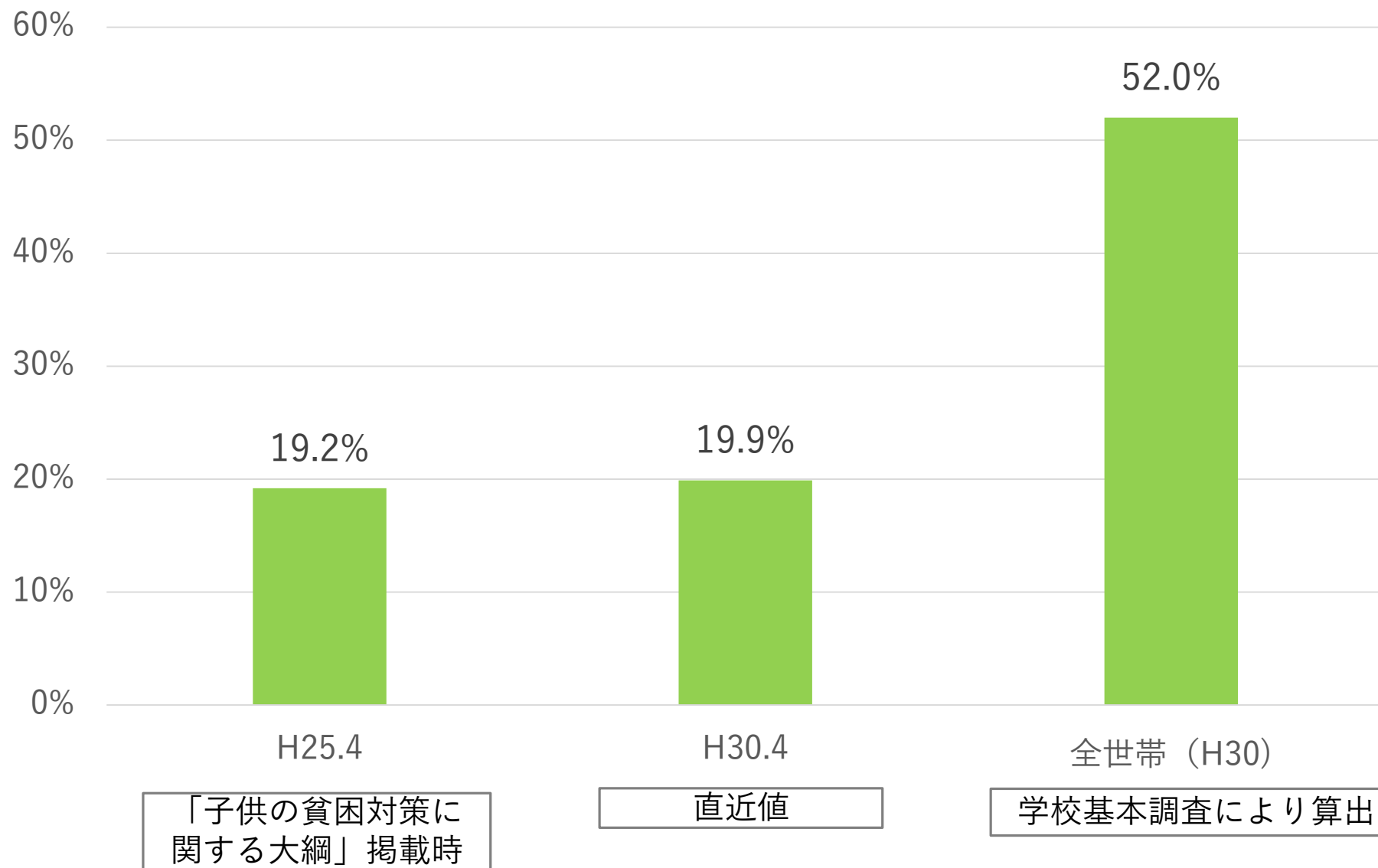
高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

生活保護世帯に属する子供の大学等進学率



※内閣府HP掲載資料より文部科学省にて作成
※「H25.4」及び「H30.4.1」は厚生労働省社会・援護局保健課調べ
※「全世帯 (H30)」は文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出 (H30.5.1現在)

日本語指導が必要な児童生徒の大学等進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等（※2）に進学等した生徒数	進学率
全高校生等	750,315	533,118	71.1%
日本語指導が必要な高校生等（※1）	704	297	42.2%

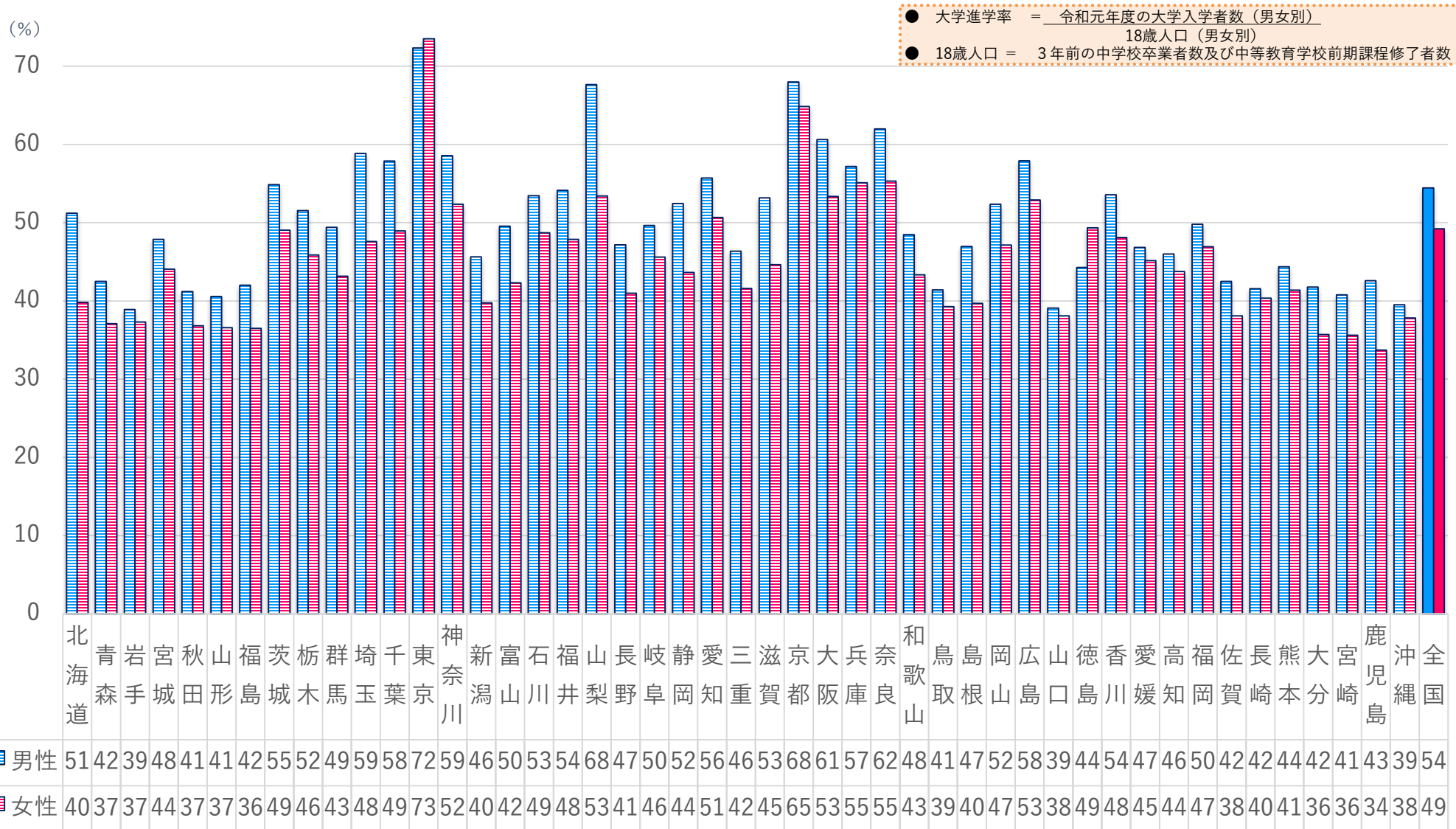
※1 「日本語指導が必要な高校生等」とは、「日本語で日常会話が十分にできない高校生等」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な高校生等」を指す。また、「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒を指す。

※2 短期大学、専門学校、各種学校を含む。

3. 地域別・男女別大学進学率

都道府県別大学進学率（男女別）

大学進学率を男女別にみると、東京都と徳島県を除く45道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県（14.3ポイント）、②北海道（11.3ポイント）、③埼玉県（11.4ポイント）、④千葉県（8.9ポイント）の順に高い。

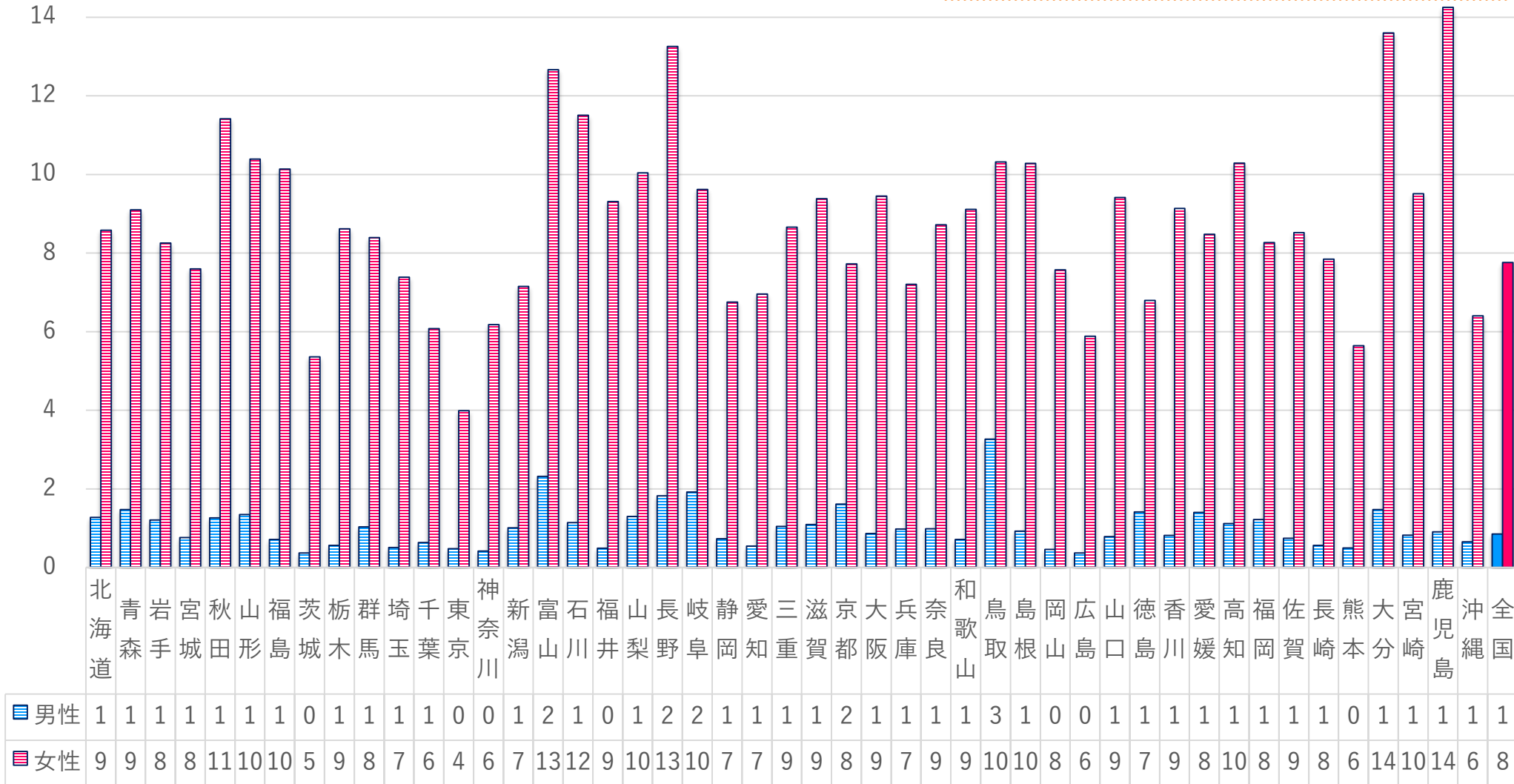


都道府県別短期大学進学率（男女別）

短期大学進学率を男女別にみると、全都道府県で女性が男性を上回っており、全国的には女性が7.8%、男性が0.8%となっている。女性の短期大学進学率は、①鹿児島県（14.3%）、②大分県（13.6%）、③長野県（13.3%）の順に高くなっている。

(%)

● 大学進学率 = $\frac{\text{令和元年度の短期大学入学者数（男女別）}}{\text{18歳人口（男女別）}}$
 ● 18歳人口 = $\frac{\text{3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数}}{\text{18歳人口（男女別）}}$

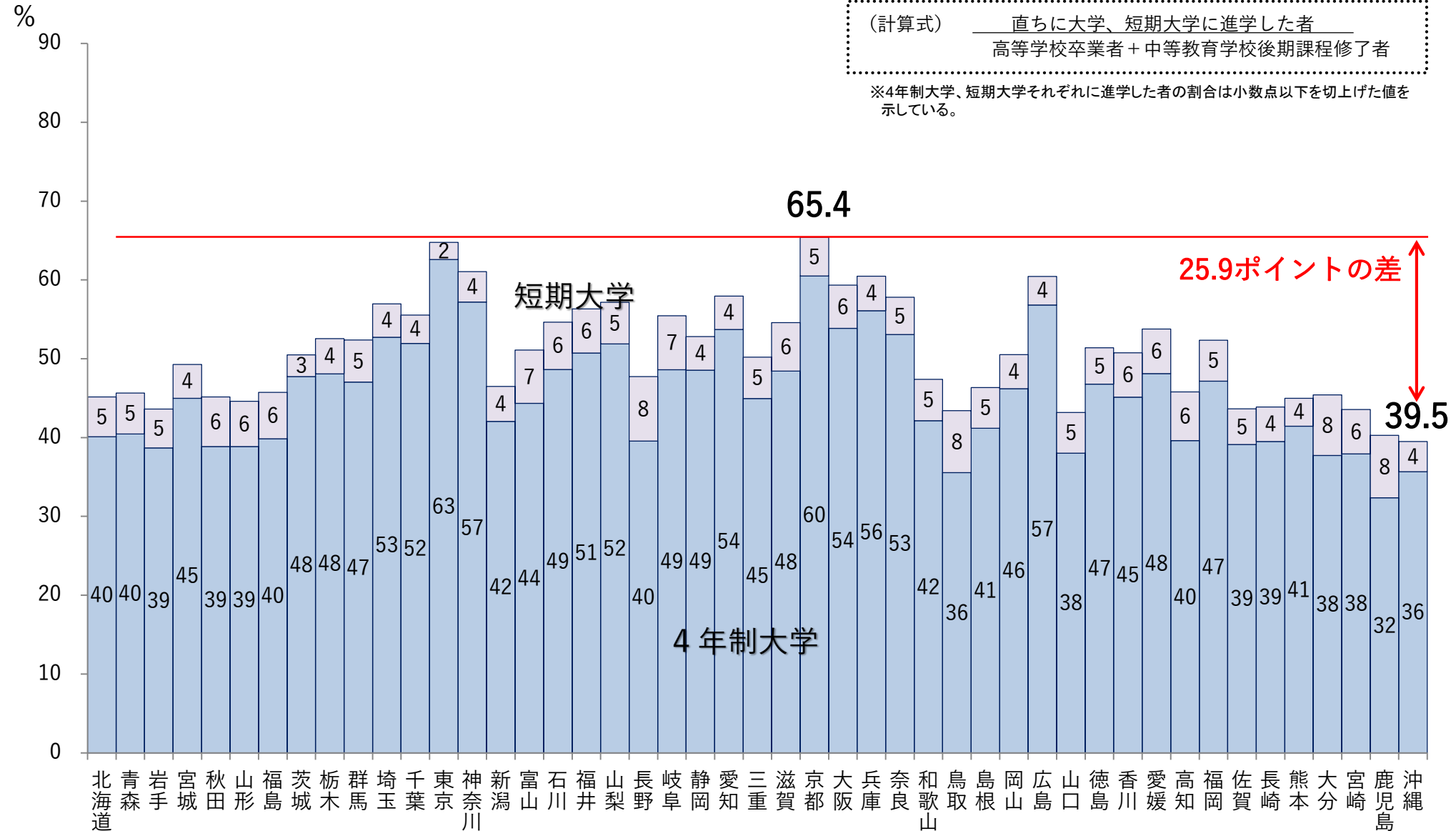


高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率（都道府県別）

平成30年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率は、京都（65.4%）が最も高く、沖縄（39.5%）が最も低い。

(計算式)
$$\frac{\text{直ちに大学、短期大学に進学した者}}{\text{高等学校卒業生} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$$

※4年制大学、短期大学それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示している。



18歳人口と大学進学率等の推移（男女別）

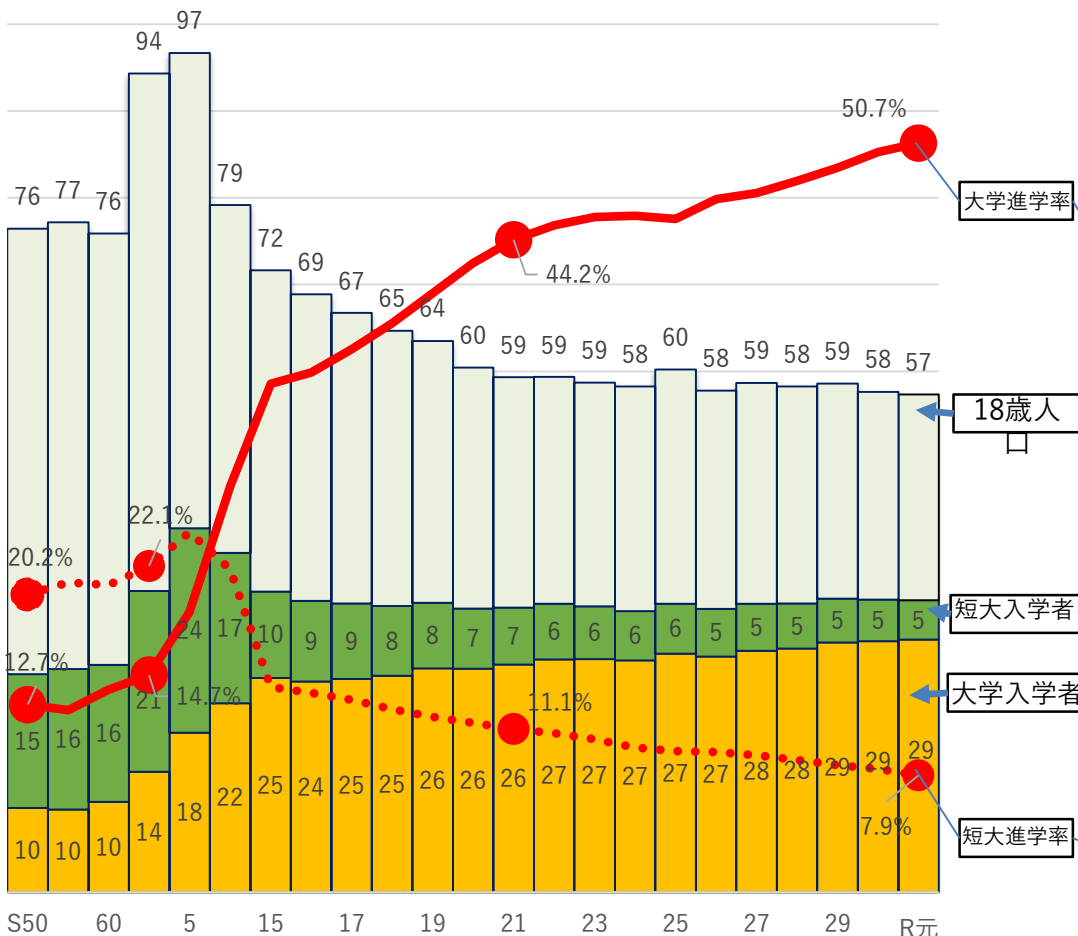
- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約19万人増加、進学率も約38ポイント増加。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

H21→R1

大学進学率：約**6.5**ポイント増
 大学入学者数：約**3**万人増

女性

(万人)



H21→R1

大学進学率：約**0.7**ポイント増
 大学入学者数：ほぼ横ばい

男性

(万人)

